

水質汚濁防止の取組促進方策検討会 報告書

1. はじめに

近年の環境問題の多様化等を背景として、公害防止対策を取り巻く状況は構造的に変化してきており、基準の遵守の確認等、公害防止対策の適確な実施の必要性が高まっている。こうした中で、平成 21 年 8 月 19 日付けで環境大臣から中央環境審議会会長に対し、今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について諮問が行われ、平成 22 年 1 月 29 日に中央環境審議会会長から環境大臣に答申（以下「答申」という。）がなされた。

答申において、一部の事業者による排出測定データの改ざん事案の発生を踏まえ、「排出測定データの記録の確実な収集・管理と信頼性の確保を担保するため、意図的な排出測定データの未記録又は改ざんに対し罰則を設け、記録の一層の励行及び改ざんに対する抑止力の発揮を図ることが必要」とされた。また、総量規制が適用されない一般の排出水に関して事業者の測定・記録義務の対象となる項目が明確でなく、また測定頻度について法令上の定めがないことを踏まえ、「必要な測定が確保されることを前提として、地方自治体における測定に関する取扱い、条例や協定等の現状を尊重しつつ、中小企業者をはじめとする事業者の排出水の状況や負担等の実態を踏まえ、測定項目・測定頻度を明らかにすることが必要」とされた。

答申を踏まえ、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案が平成 22 年 3 月 2 日に第 174 回通常国会に提出され、4 月 28 日に原案どおり成立、5 月 10 日に公布された（測定項目・測定頻度に関連する改正事項については、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）。

[測定項目・測定頻度に関連する改正事項]

- ・ 排出水を排出する者等に対し、排出水等の汚染状態等の測定結果の記録に加え、その記録の保存を義務付け
- ・ 記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者に対する罰則を創設

このため、改正後の水質汚濁防止法（以下「改正水濁法」という。）の施行に向け、改正水濁法第 14 条第 1 項で義務付けられた事項の明確化を目的に、水質汚濁防止の取組促進方策検討会（座長：藤田正憲大阪大学名誉教授）（以下「検討会」という。）を設置し、関係団体からヒアリングを行うなど 4 回にわたり審議した結果、改正水濁法第 14 条第 1 項で義務付けられた排出水及び特定地下浸透水（以下「排出水等」という。）の汚染状態の測定項目・測定頻度等について以下のとおり結論を得た。

¹ 本報告では、水濁法第 2 条第 2 項第 1 号に基づき政令で定める物質（有害物質）及び同法第 2 条第 2 項第 2 号に基づき政令で定める項目（生活環境項目）を「項目」と総称する。

2. 基本的な考え方

改正水濁法において、排出水等の汚染状態の測定等に関して罰則が創設されるなど所要の規定が整備されたことを踏まえ、改正水濁法第14条第1項に基づき、排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者（以下「事業者」という。）に義務付ける測定項目・測定頻度を明確化する必要があるが、その際、地方自治体における条例等の規定状況、中小企業者をはじめとする事業者の負担を考慮する。

また、水質汚濁防止法（以下「水濁法」という。）による排水規制が、全ての項目について国において一律の排水基準を設定した上で、地方自治体は、一律排水基準では水質汚濁防止上不十分と考えられる水域については、条例で、一律排水基準にかえて適用すべきより厳しい排水基準を定めることができることとしており、これまでの水濁法における規制の在り方を踏まえれば、国において最低限の一律の測定義務を規定し、必要に応じて地方自治体において条例で上乘せの測定義務を設けることができるようにすることが適当と考えられる。

なお、本報告でまとめている測定項目・測定頻度等は、改正水濁法第14条第1項で義務付けられたものについてであり、事業者により工程管理等のために行われている排水口以外での測定や簡易測定法による測定等についての考え方を示したものではない。また、これまでも多くの地方自治体において、要綱等で水質の測定について指導を行ってきているところであり、本報告はこのような取組と相反するものではなく、引き続き有効に実施されることが望まれる。

3. 測定項目

水濁法第12条及び第12条の3の規定により、事業者は全ての項目について排水基準等を遵守する義務を負っており、事業者は常にその排出水等の汚染状態に注意し、これまでと同様に全ての項目について、排出水等の汚染状態を把握していることが必要である。しかし、個々の事業場によって排出される項目は異なり、例えば業種によっては通常排出することが想定されない項目もあること、雨水のみを排出する排水口等があることなどから、全ての特定事業場の全ての排水口で、全ての項目について定期的な測定を義務付ける必要はなく、特定事業場内における有害物質等の使用等の状況や特定施設の設置後の排出水等の測定結果等を確認することにより、通常、排出水等に含まれることが想定される項目を定期的な測定を義務付ける項目とすることが適当である。なお、当該項目を“排出等のおそれのある項目”という抽象的な表現による規定とした場合、当該項目について、地方自治体と事業者の認識が一致しない可能性があるため、文書として双方が当該項目について明確に認識できるようにすることが適当である。

なお、これまでも水濁法第5条で工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、水濁法第5条第1項第7号において“排出水の汚染状態（表1）”について届け出ることとなっており、また、地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定

施設を設置しようとするときは、水濁法第5条第2項第6号において“汚水等の汚染状態（表2）”について届け出ることとなっている。

以上のことから、定期的な測定を義務付ける項目についてはこれまで行われている上記の届出の仕組みを活用し、事業者から汚染状態が届出されている項目とすることが適当である。なお、例えば、生活環境項目（条例で別途裾下げ規制されていない場合）については、1日あたりの平均的な排水の量が50m³未満の工場・事業場からの排水については排水基準が適用されていない。このように排水基準が適用されていない項目については、これまでどおり水濁法第14条第1項の測定を行う必要はない。

また定期的な測定を義務付ける項目以外の項目にあっても、それらが原材料等に含まれ工場・事業場内で貯蔵されている場合などでは、意図せず排出されるおそれがあるため、水濁法に基づき測定義務があることに鑑み、定期的な測定は必要なくても必要に応じて測定することが適当である。

また、地方自治体によっては、前述の項目についても地域の実情等を踏まえ、定期的に測定すべき項目として義務付けることができる旨を環境省令で規定することが適当である。

表1 水質汚濁防止法施行規則（様式第1（別紙4））

別紙4

排水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号					
排水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
排水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
その他参考となるべき事項					

備考 排水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

表2 水質汚濁防止法施行規則（様式第1（別紙9））

別紙9

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号									
処理施設の設置場所									
設置年月日	年 月 日	年 月 日							
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日							
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日							
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日							
種類及び型式									
構造									
主要寸法									
能力									
処理の方式									
処理の系統									
集水及び導水の方法									
使用時間間隔									
1日当たりの使用時間									
使用の季節変動									
消耗資材の1日当たりの用途別使用量									
汚水等の汚染状態及び量	種類	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	量(m ³ /日)								
	残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法								
	その他参考となるべき事項								

備考 汚水等の汚染状態の欄には、有害物質による汚染状態について記載すること。

4. 測定頻度

定期的な測定を義務付ける項目の測定頻度については、「2. 基本的な考え方」に述べたように、国においては最低限の頻度を義務付けることが適当であることを勘案するとともに、地方自治体での指導状況や中小企業者の負担を考慮すると、年1回以上とすることが適当である。なお、旅館業（温泉を利用するものに限る。）に属する事業場からの排水水については、その特殊性から一部の温泉成分について排水基準の適用が猶予されていることに鑑みて一部の項目の測定頻度を軽減することについて考慮することが適当である。

地方自治体においては、地域の実情等を踏まえ、定期的な測定を義務付ける項目について、国で定める頻度以上の水質測定の義務付けを条例で規定できることとし、その旨を環境省令で規定することが適当である。

測定は、排水水等の汚染状態の年間・日間変動が大きい事業場においては、汚染状態が最も悪いと推定される時期・時刻に実施することが適当である。

5. 測定対象とする排水口

改正水濁法第14条第1項において「排水水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、環境省令で定めるところにより、当該排水水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない」とされており、全ての排水水等に排水基準等の規制が適用されていることから、これまでどおり全ての排水口を対象として測定することが適当である。

なお、個々の排水口で“排水水の汚染状態”が異なる場合は、それぞれの排水口で定期的な測定を義務付ける項目は異なることとなる。

6. 保存対象とする記録・保存期間

水濁法では、測定記録について同法施行規則様式第8による水質測定記録表（表3）により記録することとしている。しかしながら水質測定記録表に定める事項のみでは、測定結果を導いた採水・分析工程の経過やそれらの妥当性を検証できない。また、記録改ざんについては、地方自治体の立入検査の際、水質測定記録表と測定原簿（記録表への転記前の測定データ）や計量証明書等を照らし合わせるにより判明する場合もある。これらのことから、水質測定に関連する書面として、改正水濁法第14条第1項に基づく測定を、事業者自らが行う場合は水質測定記録表に加え特に試料採取記録、結果計算表、測定野帳チャート類（表4）を保存すること、また、外部に委託する場合は水質測定記録表に加え計量証明書等を保存することを義務付けることが適当である。

また、測定結果（水質測定記録表）の保存期間は、環境省令において3年とされており、測定原簿等についても、水質測定記録表に記載されるデータの根拠資料であることから、これらの保存期間についても同様に3年とすることが適当である。

表3 水質汚濁防止法施行規則（様式第8）

様式8（第9条関係）

水質測定記録表
 排水水の汚染状態（特定地下浸透水の汚染状態）

測定年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の 使用状況	採水者	分析者	測定項目				備考
	名称	排水量 (m ³ /日)								

- 備考 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。
 2 排水水の汚染状態及び特定地下浸透水の汚染状態は、分けて記載すること。

表4 水質測定に関する保存義務対象

記録の種類	具体例
試料採取記録	<u>採水日時</u> <u>測定場所</u> <u>採水者</u> 観察事項（温度、流量、濁り、色等） 試料の保存方法
結果計算表	<u>測定日、分析者</u> 測定方法 試料名 検量線（標準物質の記録） 試料採取量、濃縮・希釈記録 出力値等（吸光度等） 測定結果
測定野帳チャート類	機器測定条件（測定日の記録を含む） クロマトグラフ 測定チャート（原子吸光法等） 出力値（測定装置からの打ち出し記録） 自記記録装置付きの機器では出力値 （吸光光度計、自動滴定装置、天秤等） 自記記録のない機器では出力値を記入した記録用紙

※下線部：既に様式第8で記載することが求められている項目

7. 測定方法

排水基準等の汚染状態の測定方法について水濁法施行規則第9条において、「一 排出水の汚染状態の測定は、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について、当該排水基準の検定方法により行うこと。」、「二 特定地下浸透水の汚染状態の測定は、第6条の2の有害物質の種類ごとに環境大臣が定める方法により行うこと。」としており、引き続き、これらの測定方法（以下「公定法」という。）によることが適当である。

また、今般の水濁法の改正が一部の事業者による測定データ改ざんという不適正な事案を背景としていることを踏まえると、改正水濁法第14条第1項で規定する測定が、公定法に基づき適正に行われていることの透明性を確保するためには、改正水濁法第14条第1項の測定を計量証明事業所へ委託することも一つの有効な手段とも考えられる。しかし、改正水濁法において虚偽の記録等に罰則が創設されたこと、6. に記載したように保存対象を測定原簿等へ広げる措置を講じることから、事業者自らの測定も適切に実施されることが期待できる。

8. その他

測定義務・記録義務を実効あるものとするためには、事業者及び地方自治体の双方の公害防止体制の意思の疎通の共有が重要である。今後、国は改正法施行後の事業者における取組状況及び地方自治体における立入検査の実施状況を把握するとともに、事業者及び地方自治体と連携し、教育・研修や情報交換等を通じて人材の育成を図っていく必要がある。

検討委員

藤田 正憲 (座長)	大阪大学名誉教授
石崎 直温	(社)日本化学工業協会環境安全部部長
稲田 治	日本製紙連合会技術環境部専任調査役
指宿 堯嗣	(社)産業環境管理協会常務理事
魚住 隆太	KPMGあずさサステナビリティ株式会社代表取締役社長
及川 勝	全国中小企業団体中央会政策推進部長
神谷 文吾	全国鍍金組合連合会常任理事
正保 剛	(社)日本鉄鋼連盟環境エネルギー政策委員会土壌水質分科会主査
竹間 雅人	川崎市環境局環境対策部環境対策課水質・土壌・地盤環境担当課長
松葉 清貴	愛知県環境部水地盤環境課長
森川 格	兵庫県農政環境部環境管理局水質課長
矢沢 裕	千葉県環境生活部水質保全課長

検討会開催状況

平成22年 9月1日 第1回

- (1) 検討会の設置について
- (2) 今後の検討内容について
- (3) 今後の予定
- (4) その他

平成22年 10月12日 第2回

- (1) 聞き取り調査
- (2) 第1回検討会における意見と対応
- (3) その他

平成22年 11月19日 第3回

- (1) 第2回検討会における意見と対応
- (2) 報告書(案)
- (3) その他

平成22年 12月8日 第4回

- (1) 第3回検討会における意見と対応
- (2) 報告書(案)
- (3) その他